

議案第 2 2 号

日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例の一部改正について

日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例

日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例（平成 1 9 年日出町条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改め、「並びに災害の発生」及び「とともに、町民の生活の安全を確保する」を削る。

第 2 条第 2 号中「、かつ、土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が図られ」を削り、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条に次の 1 号を加える。

- （４） 土砂基準 堆積行為に使用される土砂等の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが必要な基準をいう。

第3条第1項中「並びに土砂等の崩落等」を削る。

第6条第2項中「第10号」を「第9号」に改め、同条第3項中「又は生活の安全の確保」を削る。

第7条第1項第2号中「位置」を「所在地」に改め、同項第8号及び第9号を削り、同項第10号中「安全」を「土砂」に改め、同号を同項第8号とし、同項第11号を同項第9号とする。

第8条第1項第1号ア中「第15条第5項、第16条第3項又は第19条、」を「第19条又は」に改め、同号オ中「まで」の次に「及びカ」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項を削る。

第11条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第15条第1項前段の規定による休止の届出をした場合は、この限りでない。

第12条第1項ただし書中「第7条第1項第10号」を「第7条第1項第8号」に改め、同条第3項中「安全」を「土砂」に改める。

第13条中「又は生活の安全の確保」を削る。

第14条第1項中「堆積場」を「堆積区域又はその周辺」に改め、同条第2項中「場の」を削る。

第15条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項及び第5項を削る。

第16条第3項を削る。

第18条第2項第3号中「位置」を「所在地」に改め、同条第3項中「第1項第1号」を削る。

第19条第1項中「安全」を「土砂」に、「土壌の汚染及び水質の汚濁」を「土壌汚染等」に改め、同条第2項を削る。

第21条中「第15条第2項」を「第15条第1項」に改める。

第23条中「及び災害の発生の防止」を削る。

第25条第1号中「第15条第5項、第16条第3項、」を削る。

第27条第1号中「第15条第2項」を「第15条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下、「施行日」という。）以後に工事に着手する小規模堆積について適用し、施行日前に着手した小規模堆積については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

令和 7 年 5 月 1 日から宅地造成及び特定盛土等規制法が運用開始されることに伴い、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例が改正されることから該当の条例を改正したいので提出する。